

## 三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 の 概 要	日々雇用調理員（学校給食） 安全・安心な学校給食の提供のため、調理業務の円滑な運営を図る目的で設置する職で、給食実施日において、調理員に欠員が生じた場合に調理業務に従事します。	
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：若干名	
申 込 受 付 期 間	令和6年3月 1日（金）午前8時30分から 令和6年7月31日（水）午後4時45分まで	
業 務 内 容	給食実施日において、調理員に欠員が生じた場合に、学校給食の準備、下処理、調理、食器等洗浄、調理場清掃などの業務に従事します。	
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和6年度中において日々雇用登録可能である人 2 給食調理場から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分まで）の勤務が可能である人  ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人	
受 験 手 続	1 提出書類 <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（調理員（学校給食）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。	
試 験	必要に応じて、電話等により履歴書（申込書）の記載内容について確認させていただくことがあります。	
審 査 合 格 ～ 登 録	審 査	合否については、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合否の結果を文書で通知します。電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 （職 種 別）	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。

任 用	繁忙期や業務量等を考慮し，常勤職員（又は当該職の職員）が休暇や出張等により不在となり，代替職員が必要となった場合や，緊急的な業務が発生した場合等において，名簿登録者の中から，適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ，適当な方を選定して任用します。任用の際は，給食調理場等から電話等の連絡手段により，勤務を依頼します。	
個人情報の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については，この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	登録期間	登録日から令和7年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市の学校給食調理場
	勤務時間	1日につき7時間45分まで，かつ1週間あたり15時間30分までの間で，給食調理場等から勤務を依頼した期間
	休 日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	（福祉職給料表1－6号給） 日額 8,323 円 時間単位で勤務する場合：1,074 円）
	手当制度	通勤手当相当費用弁償ほか
	福利厚生	災害補償
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-0016 三次市四拾貫町 10145 番地 1 三次市三次学校給食センター TEL0824-65-2010 FAX 0824-62-2030 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）の 8:30～16:45	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。